

ては、現在の道路が九尺、二メートル七〇センチメートル。それを六メートルに拡大しようとするものでござります。したがいまして一応区域につきましては、いわゆる米軍関係のハウスの多いわけではござります。一応建築線が設けられてあるわけではござります。これか四メートルになってあります。そうしますと二、七メートルを除きまして二、三メートルでござります。これについては平方米当り二千円、なおそれ以上の六メートル分の関係は二メートルでござります。これについては平方米当り六千円と防犯庁との話し合いによりまして、これで買収にかかるべく準備を進めてあるわけではござります。

（了解）という者あり

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案第二号は原案とおり決するに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第二号

は原案とおり可決いたしました。

○議長（石川信義君） 日程第六議案第三号昭和四十四年度福生町と畜場特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたします。

（須崎議事係長朗読）省略

○議長（石川信義君） 本案について提案理由の説明を求めます。産業課長内田和雄君

（産業課長内田和雄君登壇）

○産業課長（内田和雄君） ご指名をいただきましたので、昭和四十四年度福生町と畜場特別会計補正予算第三号につきまして説明申し
あげます。

最近のと場の経営状況でござります。本年度当初立川にござい
ます。畜産食肉より数社当所に新たに使用することとなりました。
その後順調に経営できておりますことを報告申しあげておきます。
本補正予算は、ただいま朗読のございましたとおり、補正額は二

百一十七千円でござりまして、本と場予算の総額は三千五百七十三万一千円となるわけでござります。この予算は今年度最終的なものでござりまして、ただいま一般会計にあきまして、人件費を除きまして最終的な計上予算でござります。

予算内容につきましてご説明申しあげます。三頁の総括表によりましてご説明申しあげます。

まず収入でござります。事業収入で、補正前の額が三千三百四十万九千円、補正額二百一十七千円でござります。この内訳けといたしましては、と場の使用料百五十九万円、冷蔵庫使用料が十三万円、その他と畜検査手数料、これは先におきまして都に支払する手数料でござります。これは先におきまして都に支払する手数料でござります。事業収入の合計は三千四百四十三万六千円となるわけでござります。

次に支出につきましては、総務費におきまして補正前の額が三千九百六十六千円、補正額百六十八千円でござります。このうち経常的な旅費、需用費、役務費、備品費等におきまして三十一万五千円、その他委託料といたしましてと畜検査委託料、これは先におきまして

した二十九万七千円、これは都の検査手数料として先におき同額のものでござります。この委託料のうちには多摩河原の区画整理事業に十万円を委託料として支払っております。現在自衛隊で整地をしております。そのためにと場の排水路がござります。そのきり、回し委託料として十万円を区画整理事業会計に支払っております。

その他工事費といたしましてと場の万年井、およびと場の水源でござります。田んぼにござります。水源の柵が現在板でござります。危険性がありますのでこれを万年井にしたいというものでござります。その他作物補償料といたしまして六万五千円、これは昨年田んぼの収穫期私どもの方の排水路から田んぼに、大水のとき水が入りまして、約三反ちよつとござります。収穫のせいでござります。この補償料として計上いたしましたものでござります。予備費におきまして四十万九千円、補正前の額が百九万一千円、合計百五十九万円となっております。

以上の支出合計が、補正前の額が三千三百七十一万四千円、補正額二百一十七千円、計三千五百七十三万一千円となるわけでござります。

よろしくご審議をいただきますましてご決あらんことをお願い
申しあげまして説明いたします。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 次上で質疑を終わります。

おはかりいたします。 議案文三号は原案とあり決するに
異ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。 よって議案文三
号は原案とあり決いたしました。

議長（石川信義君） ここで十一時まで休憩いたします。

午前十時四十二分 休憩

午前十一時 二分 開議

議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程六七議案文四号昭和四十四年度福生町福生都市計画福生土地区更
整理事業特別会計補正予算文四号を議題といたします。

議事係長をして議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読）省略

議長（石川信義君） 本案について提案理由の説明を求めます。

都市計画課長浅見裕康君

（土木課長兼都市計画課長補佐浅見裕康君登壇）

土木課長兼都市計画課長（浅見裕康君） ご指名をいただきましたので、
議案文四号昭和四十四年度福生町福生都市計画福生土地区更整理事業特
別会計補正予算文四号につきまして説明申しあげます

補正内容といひしましては、ただいま朗読したとありでござります。今
今回補正しようとする額は、三百八十三万三千円を文八文九にそれぞれ
追加いたしました。予算総額を二億九百五十八万三千円としようとする
ものでござります。

それでは二頁の文八文九予算補正について説明申しあげます。

まず、ア入でござります。ア一款の分担金及び負担金におきまして三百七十三万三千円を新たに追加補正をいたしましたして、一億六千三百三十二万二千円としようとするものでござります。ア四款の諸収入におきまして先きほど産業課長から説明がありましたとおり、と畜場の水路の切りまわし工事を田用水の切りまわし工事と同時に施行ということになりました。一部と場特別会計から負担していたりして、ア入の財源に充てるということでござりまして、雑入といたしましたして十万円を計上いたしました。合計三百八十三万三千円を補正いたしましたして、ア入合計二億九百五十八万三千円となるわけでございます。

ア二におきましては、ア二款の総務費におきまして八万円の追加補正をいたしましたして、計四百三十九万一千円、ア二款の事業費におきまして三百八十三万三千円を追加補正をいたしましたして、計二億四百六十一万円、予備費におきまして八万円の減額いたしましたして、五十八万二千円となるわけでございます。

次にア入ア出の事項別明細について概要を申しあげます。四頁をお開きいたしたいと思ひます。

分担金及び負担金で三百七十三万三千円の追加補正で、これは保留地処分金でござりまして、武蔵野名におきましてア二において特定財源として武蔵野名の分が三十五万七千円、多摩平原の分が三百三十七万六千円、合計このが三百七十三万三千円となります。

次の諸収入におきまして十万円、これは先きほど申しあげましたと畜場排水路の切りまわし工事におけると畜場会計からの徴収金として十万円を計上いたしました。

以上のア入合計が三百八十三万三千円となります。

次にア出でござります。総務費におきまして八万円の補正、報償費で四万円、これは十二月に武蔵野名区画整理審議会委員の任期が満了となったわけでございます。その委員に対する退職記念品として計上いたしました。旅費で三万円、これは一般職員の旅費でございます。需用費で一万円、計八万円の追加補正となります。次の事業費でございます。内容は加美平地区事業費で補正額については変更はござりませんが、節において組み替えをいたしました。報酬の二万四千円は、先般行なわれました。

非常勤の特別職等の報酬の条例改正によりまして改訂がなされ
ました。今後不足する額として二万四千円を計上いたしました。
旅費については今後見込まれる執行残を二万九千円減額いた
しまして、残ります申しあげました報酬の二万四千円と役務費の
五千円、これは郵券代でござります。これに組み替えて執行しよう
とするものでござります。次に工事請負費につきましては加
美平の貯水槽で、二七号線、いわゆるサクラ、カ、道路です。青梅
線と立体交差になります。その部分に貯水槽があります。それ
を新たに隣接の所有地に移設しようとするものでございます。
それと家屋三棟を事業施行する予定でございまして、その曳屋
工事、これは本来なら補償で計上しておりましたものを、ここに
工事請負費として何か直接やろうという形で、ここに四百万円
を計上いたしました。したがいまして補償補てん及び賠償金にお
きまして四百万円の更正となっております。次に武蔵野名で
ござります。新たに今回三十五万七千円を追加補正いたしま
して六千九十六万八千円としようとするものでございます。

報酬につきましては先きほど加美平事業につきまして申しあげま
したとおり、報酬の改訂による不足分を三万二千円計上いたしま
した。次の原材料費におきまして、執行残として予想されま
す三万二千円を報酬に組み替えたということでございます。
次の償還金利子及び割引料で三十五万七千円でございます。こ
れは案内のとおり本年三月末をもちまして武蔵野名の替地処分
が完了するわけでございます。その結果替地処分後の精
算事務の財源といたしまして、四十一年の六月に国鉄の八高線
東福生駅の工事がありまして、それにとまなましまして国鉄のもち
ぶんとして従前の敷地の替地されておるわけでございます。そ
れに基づきましてすでに四十一年六月に国鉄側から精算金の徴
収分といたしましておありまして、この留保資金
をもちまして今回行なわれます。替地処分事務の精算財源に使用
しようとするものでございます。次に多摩川原につきまして
申しあげます。今回三百四十七万六千円を追加補正いたしま
して、計八千八百三十一万二千円となるわけでございます。内容

といひましては、報酬において五万六千円、これは加美平および武蔵野谷と同じく報酬改定に基づく不足分でございます。需用費におきましては、会議所として八万円、役務費、これは卸券代でございますが一万円、なお工事請負費におきましては、ご案内のとおり多々橋の架け替え工事を行なわれております。それにいっかかります。やエ区事務所の移転工事、これを都から所で行していただきたいという申しおありしましたので、これに基づき町で工事請負費として本来補償費でみるべきものを直接施行しようとするものでございます。これを三百六十八万円計上しております。先きほど支入の雜入で申しあげましたか、と畜場の排水路の切りまわしのために十万円をいただいておりますか、それと同時に、説明ではと畜場排水路となっておりますか、非常に申し訳けない次でござりますか、現在の田んぼにあります。田用水の切りまわし工事も同時に施行するという事で、その分を五十五万円、十万円をと畜場会計から負担していただき、同時施行という形で六十五万円を追加補正をしようとするものでございます。

工事請負費の合計といひましては三百三十三万円となる次でござります。予備費で八万円を更正しようとするものでござりますか、これは総務費において八万円が不足いたしますので、これに組み替えるという形でございます。非常に難はくでございますか、よろしくご審議のうえご決定くださるようお願い申しあげまして、説明にかえさせていただきます。

議長（石川信義君）以上で提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する質疑を行ないます。

議長（石川信義君）九番大野行夫君

九番大野行夫君、たゞいまの課長の説明でよくわかりました。

けれども、先きほど産業課長からと場の排水路の切りまわし工事に十万円という金が出ておりました。今の課長の説明の中で、と場の排水路の切りまわしとして六十五万円という金額が出ていますか、十万円を一部充ててこの六十五万円の工事をやっていくのかどうか、その辺のところをお願いいたします。

○議長（石川信義君） 都市計画課長浅見裕康君

○土木課長兼都市計画課長補佐（浅見裕康君） 大野議員さんのご質問にお答えいたします。

ただいまご説明申しあげましたとおり、流末におきまして田用水の排水路と、と畜場の排水路が一緒になっておるわけでござります。その関係でと畜場の排水の量としましては非常に少ないわけでござりますか、はつきりした比率をもってやったわけではございませんので、十萬田ぐらい、やはり区画整理の特別会計でござりますので、細かくいえば権利者の減歩にも影響するといえは影響するわけでござりますので、とりあえず十萬田だけはと畜場会計から支出していただくいて、流末工事を施行するということでござります。

○議長（石川信義君） 九番 大野行夫君

○九番（大野行夫君） そうしますとソマの説明では、と畜場会計と区画整理の分は、はつきりと十萬田以内で工事は二分されているんだというふうに解釈してよろしいわけですね。

○議長（石川信義君） 都市計画課長浅見裕康君

○土木課長兼都市計画課長補佐（浅見裕康君） そのとおりでございます。

（「了解」と言うものあり）

○議長（石川信義君） 二番 中西虎蔵君

○二番（中西虎蔵君） 工事請負費ですか、又三区事務所移転工事の内容についてもう少し詳しく説明してくれませんか、私はちよつと腑に落ちないんですか、多分橋が架け替えは前からわかっていたか、あそこは事務所ができたわけですか、こちらで工事をやらなければならぬということとは、ましてあれは都の契約の中に入っていると思うのですか、どういう具合に、先きほどちよつとその説明がされておったようですか、はつきり聞き取れなかったのもうちよつと詳しく説明してもらいたいですか、これは予算上むずかしい予算になるのではなからうかと思うんですか、ひとつお願いいたします。

○議長（石川信義君） 土木課長兼都市計画課長（森田猛君） 中

西議員さんのご質問にお答えいたします。

たしかに多戸橋の架橋工事と多戸河原の区画整理事業と都市計画
街路というものは、前もって都市計画に入っておいたわけではござい
ます。そこでオ三エ区がそこに設けられました。たしかにその
面におきますと多戸河原会計でこの二百六十万を町の支弁すると
いうような形になっておりますが、あれは又、又、4号の都市
計画街路でございまして、都の100%の補助になるわけでは
ございません。したがいまして用地費、工事費、それからこの物件
の移設費、これもやはり100%補助として交付されるわけでは
ございます。したがいまして取付け工事の一部は東京都施行で、現在
西松建設がやっております。それから又、又、一丸号線の五日市
街道の取付け、これは新都市建設公社の方でやっておりますが、
要するに100%補助の関係がございまして、どちらかやっても全
額東京都からくるといふことではございますので、実質的には権利
者からの負担はないと解釈できるわけです。それによつて移設
につぎましては私の方で三月いっぱい工期でございまして、都に
移設を願いたいと公文書で申し入れたところ、東京都から町で
直接やってもらいたいといふような要望がございましたので、私どもの

方で直接施行したいといふことではございます。

議長（石川信義君） 九番大野行夫君

九番大野行夫君（これはお願いです、加美平の事業でござります

が、補正されて現在きています、西側の事業というものは
八年間もやっております、相当当初の計画からみましますと違ひが
あると思ふんです、これについて町長として今後どのような考
えをもつて進めていくか、またいろいろトウナル等も起つてお
ります、これらも考慮しながら規定どおりの施行を行なつて
いくかどうか、その点をはっきりともう一度お伺いしたいと思
います。

議長（石川信義君） 町長石川常太郎君

町長（石川常太郎君） 自席でお評しただきます。

大変遅れまして申しわけなく存じておりますけれども、なるべく
穏便にと思つていままで参つたわけではございます。一日も早く
できあがるようにきわめて前向きな姿勢で参りたいと思ひます。
議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案ヤ四号は原案とあり決するに
異議ござりませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって議案ヤ四号
は原案とあり可決いたしました。

議長（石川信義君） 日程ヤ八議案ヤ五号昭和四十四年度福生町水道
事業会計補正予算（ヤニ号）を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読） 省略

議長（石川信義君） 本案について提案理由の説明を求めます。水
道課長生子国利君

（水道課長 生子国利君登壇）

水道課長（生子国利君） 昭和四十四年度福生町水道事業会計補正予
算（ヤニ号）について説明申しあげます。

補正ヤニ号は会計年度も余すところ一カ月となり、営業関係

の收支面の予定もつき、建設改良関係につきましても拡張事業の工
事も計画どおり完了する見通しかつき、收支面も確定的となりました
ので、収益的並びに資本的收支とも人件費を除いた予算執行上の過
不足の調整を行なうことと今回の補正の骨子でございます。人件費に
つきましては、先ほど助役の説明いたしましたとおり人事院勧告に
ともなう給与改訂の実施時期の決定がされておりますので、決定
されしだい再度補正予算をお願い申しあげたく実情をご理解下さ
いまして、その節はよろしくお願いいたします。

次に補正内容について申しあげますと、まず収益的收支におき
ましては、收支面では七百七十三万円の追加補正でございます。その
内訳の主なものは、水道料金収入の三百六十万円の追加であり
まして、本年度水道料金の見込みは大体一億一千四百万円の収入予定
になっております。これを月におしますと大体九百五十万円位一カ
月に入ってくる。それとまた一世帯ですと八百円程度になるんじや
ないか、また分担金につきましては収入は三百四十万円の追加がありま
して、今度の分担金収入総額は千五百五十万円位になると見込みになつて

あります。件数にして大体七百件位で一件当り一万六千円程度の分担金が入っております。十三ミリ口径ですと現在のところ一件一万五千円ですから口径の大きいのも実際には入っております。平均一万六千円という分担金収入でございます。営業外収益の受託工事の追加にともないまして六十万円の補正をいたします。そうしまして収益的収入総額は一億三千四百九十七万三千円となりました。支出面では百八十万四千円の増額補正でありまして、内訳けといたしましては、営業費用における主なものは、資産減耗費の固定資産除却費でありまして、これはオ四期拡張事業計画によるオ一浄水場の自動化にともなう旧施設及び機械等の受託費でございます。さらにオ六名の水源はいままで遠隔によって直接配水を行なっているものであります。施設の合理化をはかるためこの地域の給水管の整備を行なったために、オ二浄水場において給水のコントロールが可能となりましたので、諸施設の整備によって除却費損が生じたわけでございます。特にオ六名の関係につきましてはすでに十年を経過しておりますけれども、

この中で除却しないものがあるわけですから、それはいままで使っております配水池でございます。これは約九十五万入る配水池でございますが、これはこの付近の消火活動に利用することかまだできるんじゃないかということで、この配水池につきましては消防の担当課長ともいろいろ相談いたしております。当分の間そこに水をはりまして、一応消火の態勢をとろうということにと、財産はあくまでも水道の財産になっておりますけれども、使用については一応許すような形をとったかどうかというところで、一部改造によって利用することに決定したわけでございます。なおこの配水池は給水立方ですと、現在配水池を造っております貯水槽の約二、五倍になります。

それから次に内容に入りますと、原水及び浄水費の動力費の増減と修繕費の減額であります。配水及び給水費については、動力費の減額と修繕の増額であります。その他職員については増減費用の調整を行ない予算執行上の整備いたしました次第であります。収益的支出総額は一億二千六百八万一千円となり、予算における純